

岩沼市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

第1条 岩沼市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例（昭和52年条例第23号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「100分の165」を「6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」に改める。

附則第15項中「この項において「本来の給料月額」を「この項及び次項において「本来の給料月額」に改め、同項の次に次の1項を加える。

16 市長及び副市長の受ける給料は、令和6年3月に限り、第3条の規定にかかわらず、前項の規定により支給されるその者の給料月額から、本来の給料月額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額を支給する。

第2条 岩沼市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第1項ただし書中「6月に支給する場合には100分の165、12月に支給する場合には100分の175」を「100分の170」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 第1条中岩沼市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例第4条第1項ただし書の改正規定（以下「改正後の規定」という。）は、令和5年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の規定を適用する場合には、改正後の規定による改正前の岩沼市特別職の職員で常勤のもの給与及び旅費に関する条例第4条第1項ただし書の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規定による給与の内払とみなす。